

全警協発第 53 号  
令和 2 年 3 月 12 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会  
専務理事 福島 克臣

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業  
との取引に関する一層の配慮について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、内閣総理大臣並びに経済産業大臣から当協会会长に対し、別添文書のとおり協力依頼がございました。

本文書は、令和 2 年 2 月 25 日に発出いたしました全警協発第 35 号の第 2 報であり、今般、世界的な広がりを見せている新型コロナウイルス感染症の影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、より一層の配慮が求められております。

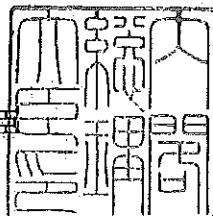
つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟店各位に対し周知徹底下さいようお願い申し上げます。

謹 白

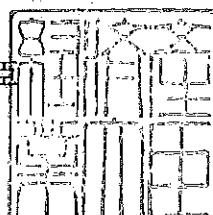
国公委生発第62号  
20200306中第6号  
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

内閣総理大臣



経済産業大臣



### 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が十分に協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が寄せられています。

年度末を迎えることもあり、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下請等中小企業との十分な協議の実施はもとより、下記の事項について周知徹底など更なる措置を講じていただくよう要請いたします。

#### 記

##### 1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

## 2. 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

## 3. 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

## 4. 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。